平成２８年（フ）第１２４号
島根県雲南市大東町飯田92番地10
破産者　有限会社大島建材店
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
島根県雲南市大東町飯田92番地10
破産者　大島　健作
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
島根県出雲市西園町3943番地11
破産者　株式会社ホライズン
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２３号
広島県庄原市総領町稲草1036番地３
破産者　株式会社ウィズサポート
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第５６号
東京都新宿区西新宿５丁目３番２号
破産者　株式会社メガリス
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３号
茨城県ひたちなか市山崎135番地
破産者　株式会社斎藤自工
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４５号
群馬県前橋市天川大島町1287番地１
破産者　有限会社須田工業
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８６号
東京都八王子市美山町1297番地
破産者　高山　義幸
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
三重県四日市市三滝台２丁目23番地の13
破産者　株式会社ピーデーエス
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１１３４号
京都市下京区岩上通高辻下ル吉文字町446
破産者　株式会社オーグラム・デザイン
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
岡山市東区城東台東２丁目３番４号
破産者　正田　俊夫
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１号
広島市佐伯区観音台１丁目23番10号、商業登記簿上の本店所在地広島市佐伯区美鈴が丘緑２丁目６番10号
破産者　有限会社フロムファミリー
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２号
宮崎県都城市北原町1456番地４
破産者　有限会社康國印刷
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第９２号
宮崎県都城市庄内町7959番地
破産者　有限会社マンパワー総合サービス
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３３０号
福岡市東区三苫５丁目１番68―202号
破産者　堀出　和彦
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３１号
福岡市東区名島３丁目29番26―202号
破産者　堀出　孝子
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４８９号
福岡市博多区千代６丁目３番５―1507号
破産者　山口　大輔
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５６７号
福岡市東区箱崎４丁目32番20―303号
破産者　井浦　俊実
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８７７号
福岡市東区箱崎４丁目３番28号　パークコート箱崎402号
破産者　中村　祐子（旧姓仲野）
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９１８号
福岡市南区井尻３丁目10番35―103号
破産者　善明　訓子
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９４６号
福岡市南区寺塚２丁目４番４―603号
破産者　橋本　千代
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部